

西尾雅枝社会保険労務士事務所ニュースレター

占出山町だより



2008年11月号

11月に入って、本当に夜が長くなりました。

灯火親しむの候、読書の秋ですが、あなたの愛読書は？

私の愛読書は、東海林さだおさんの「まるかじり」シリーズ。シリアスな問題で落ち込んでいる時など、思わず笑えますよ。



11月号目次

☆ ワーキング・シックスティーズ

☆ 雇用保険の番号は？



☆ ワーキング・シックスティーズ

定年延長や継続雇用で60歳以降も働く方々が増えています。

男女とも60歳はまだまだ働く意欲バリバリで、特にお子さんがまだ高校や大学に在学中の場合など、働かざるを得ない、とおっしゃる方もおいでです。

でも、60歳以降ですと、年金の受給年齢、年金を受給しながら、厚生年金に加入している場合は、給与と年金の調整があります。

そして、60歳以降になりますと、雇用保険とのからみも出てきます。

●まずは、雇用継続給付から

また、60歳到達時賃金と60歳以降の賃金を比して75%未満に下がった場合は、雇用保険から高年齢雇用継続給付を申請することが出来ます。

この制度を利用すると、再度年金との調整(つまり減額)がされることになります。

年金はまず給与と、次に雇用保険の給付との調整と2回減額されることになるのです。

この制度

1. 高年齢雇用継続基本給付金

2. 高年齢再就職給付金

があります。

60歳到達時賃金は、60歳誕生日直前の賃金締切日から前6ヶ月分の平均が到達時の賃金となります。

この賃金額と60歳以降に支払われる賃金額を比べ、75%未満の場合に支給されるものです。

しかし、この60歳到達時の賃金月額には上限額が設けられています。 (裏面へ続く)

平成 20 年度は 449,400 円。

到達時賃金が 50 万円、60 万円だったとしても比べる賃金は、この上限額と 60 歳以降の賃金額となります。

さらに、支給限度額があり支払われた賃金が **337,343 円**を超える場合は支給されません。

●西尾の解説

つまりは、給料が 75%以下に下がったといっても、下がった給料が、337,343 円以上なら高年齢雇用継続給付の対象とはなりません。

現役バリバリの人の給料並みなら高年齢雇用継続給付はもらえませんよ。ということです。

60 歳以降も張り切って働いている人の労働意欲を削ぐ話かもしれませんがそれでも、60 歳でバリバリで、33 万以上なら、我慢できる金額ではと思います。

西尾雅枝社会保険事務所は、各種年金や公的保険制度のご相談をお受けしています。
機密性のある相談スペースで、秘密厳守でお話を伺います。お気軽にご相談下さい。

☆ 雇用保険の番号が？

あなたは、国民年金手帳をお持ちですか？

その番号、20 歳で資格取得をすると一生変わらない番号です。

昔々、厚生年金で、転職などすると、別の番号を払いだされる（つまり付けられる）ことがありましたが、今は年金番号は一生ものです。

では、雇用保険の被保険者番号はどうでしょう？

これが、変わるんですよ！

変わるのには条件があり、雇用保険の被保険者が、最後に被保険者でなくなった日から 7 年以上経過すると、新たな番号を付番します。

特定社会保険労務士&年金コンサルタント

西尾 雅枝

西尾雅枝社会保険労務士事務所

電話&ファクス(075)241-4586

メール nishio@nishio-sr.com

ホームページオープン！アクセスはこちらから <http://www.nishio-sr.com>

営業時間 午前 9 時～午後 5 時 30 分（日曜・祝日定休日）

〒604-8155 京都市中京区錦小路通室町東入 占出山町 3 0 8

ヤマチュウビル 2 階 N 1 0

阪急京都線「烏丸駅」、市営地下鉄「四条駅」

四条烏丸バスターミナルからいずれも徒歩 2 分

